

## 【山崎裕二の質疑一覧】

▼京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大卒(初任給：1級25号給 → 2年目：1級32号給)、短大卒(初任給：1級15号給 → 2年目：1級22号給)、高卒(初任給：1級5号給 → 2年目：1級12号給)などごとの勤続(経験)年数別の平均給料月額を国の棒給と比較して得た指数、いわゆるラスパイレス指数が、町職員において、100を下回るのは、どの勤続年数階層からで、最も低くなるのは、どの勤続年数階層か。

▼京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

例えば、目下も募集中の介護士 フルタイム会計年度任用職員で、当初、1級7号給の月額15万2800円で任用し、来年度においても、再び、会計年度任用職員として任用となった場合、来年度の号給はどうなるのか。

▼京丹波町わち緑の交流空間施設の設置及び管理に関する条例の制定について

この条例を可決し、公布の日より施行した場合、すでに条例施行日以降の予約を入れられている方の施設利用料はどうなるのか。

▼令和4年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)

(1) 事項別明細書5・6ページ 歳入18款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入について、実勢・下大久保地内の不動産の売り払い前の状況は。

(2) 9・10ページ 歳出 2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、ふるさと応援寄附金事業に関わって、目下、ガバメントクラウドファンディングとして、京丹波栗リファインプロジェクトにおいて、寄附を募っている。12月12日には、のべ278人からの寄附により、目標額600万円を、わずかひと月あまりで達成し、本今朝現在、およそ691万円である。残り日数も100日弱あるなかで、プロモーション次第で、達成率160~200%も視野に入るのではと推量する。今後の寄附拡大に向けて、パブリシティ含め、さらなる広報の予定はあるのか。

(3) 21・22ページ 歳出 9款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費、京都中部広域消防組合負担金について、当初予算計上の2億7445万8000円(令和3年度決算と同額)に、1398万8000円を追加して、2億8844万6000円としたが、昨年度決算額より、確定負担金が増加となった要因は。

2-(1) 本補正予算によって、災害支援分を含む補正前の額を加えたふるさと応援寄附金の合計額は2億2200万円を見込むことになる。同見込み額は、令和元年度の寄附金2161万1000円の実に10倍超、令和2年度の1億644万6000円の2倍超、令和3年度の1億3028万4000円のおよそ1.7倍に相当する。

町におけるふるさと納税も、来年度には 3 億円、4 億円と次のステージを目指していくことになると察するが、その過程で、SEO（Search Engine Optimization）<sup>最適化</sup>対策、訳すると、検索エンジン最適化対策に本腰を入れていくことは避けて通れない。まずもって、検索結果ページに、京丹波町のふるさと納税に係るサイト情報を上位表示させるための対策を行い、返礼品についての関心、問い合わせや寄附を増やしていくアプローチが絶対的に不可欠と見積もっているが、本年度中に、SEO対策の端緒となるようなテストマーケティングに取り組む考えはあるのか。ぜひやっていただきたいが答弁願います。

▼令和 4 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

(1) 現地確認および国保京丹波町病院ホームページのトピックスを閲覧して感じたこととして、医師住宅建設（予定）地においては、当初から、カラスの害に悩まされていたのではないかと察する。今般、隣接地への医師住宅建設の計画を策定するにあたり、カラスなどの対策を同時並行的に考えていくべきではないか。

（真宏議員の質疑に関連して、もう少し質します。）

( ) 医師住宅 単身者用に医師が居住の場合、住宅使用料 3 万円が無料となるのに対して、医師が（医師住宅以外の）家賃 3 万円の賃貸に居住した場合、京丹波町職員の給与に関する条例 第 9 条の 2 にもとづき、支給される住居手当は 1 万 2500 円となり、負担額 1 万 7500 円が発生する。補正予算において、医師確保などを目的として、建設計画を…との説明であったが、医師住宅に居住できない医療職の住居手当についても、並行して、拡充を検討すべきではないか。

医師住宅と医師住宅以外（住居手当）に居住の場合の比較

	住宅使用料	ただし、医師は	負担額
国保京丹波町病院等に勤務する医師が 医師住宅 単身者用に居住の場合	3万0000円	無料とする	なし

※国保京丹波町病院等医師住宅管理規程 第4条

	家賃	住居手当	負担額
国保京丹波町病院等に勤務する医師が 医師住宅以外に居住の場合	3万0000円	1万2500円	1万7500円

※京丹波町職員の給与に関する条例 第9条の2

(2) 同様に、京丹波町職員の給与に関する条例 第 2 条第 2 項において、宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物の全部又は一部が職員に支給又は無料で貸与される場合においては、別の条例で定めるところにより、その職員の給料を調整する。とあるが、医師住宅に関しては、条例でない国保京丹波町病院等医師住宅管理規程（訓令）第 4 条 使用料において、医師は無料とするとしている。関連例規の文言整理を適宜、行う必要があるのではないか。

(3) 建設計画の財源として、病院施設整備事業債（交付税算入率：元利償還金の 1/2×0.5）および過疎対策事業債（交付税算入率：元利償還金の 7 割）を、それぞれ 120 万円ずつ起債した場合、合計での交付税算入率は 47.5%になる。2つの事業債を半々で併用した理由は、